

これからのリサイクル 土づくりに思う

農林水産省 生産局農産振興課長
西川 孝一

平成11年7月に、たい肥や緑肥による土づくりを基本とした環境保全型農業を支援する「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」と、家畜排せつ物の処理やたい肥化の適正化を支援する「家畜排せつ物の管理及び利用の適正化及び利用の促進に関する法律」が成立した。当時は農産園芸局と畜産局に別れて「排出側」と「利用側」それぞれが施策を講じていたところであるが、平成13年から両局は統合し生産局となったことから、耕種サイド、畜産サイドのより緊密な連携の下でたい肥供給への支援を行うことができるようになったところである。また、平成14年度予算要求においても、これまで生産総合対策事業、畜産総合対策事業の中で別々に行われていたたい肥供給施設、家畜排せつ物処理施設の予算は一本化して要求しているところである。このように国では耕畜連携の条件が整いつつあるところである。

こうした中で、土づくりについては、耕地へのたい肥施用量や土壌中の有機物含量の減少傾向を踏まえ、今後はたい肥施用の優良事例やメリットのPR等を進めながら、その利用をさらに推進していきたいと考えている。また、たとえば北海道で規模拡大に伴う労働力の不足等を背景として一部で小麦の連作が常態化していることや、南九州で高齢化による労働力不足等を背景として冬期の不作付けが増加する傾向にあることなどから、合理的な輪作体系を基本とした持続的な畑作農業の構築に向けて、緑肥作物を組み込んだ輪作体系の確立と一体となった、たい肥施用による効果的な土づくりを推進することも重要であろう。

さらに、土づくりを基本とした環境保全型農業の推進に当たっては、食品の安全・安心を求める消費者との連携がキーポイントとなると考えられる。その一環として生ゴミのリサイクルを通じ、消費者のゴミ問題に対する意識を汲み上げるとともに、農業への親近感はもとより、環境問題、教育問題の観点からも農業を身近に感じてもらい、その支持を得ていく姿勢が重要であるといえよう。食品産業としても、国産農産物の利用の推進と併せて、産業廃棄物としての処理よりも低コストである等、メリットがあるのではないだろうか。

こうした関連分野との関わりを考えたとき、土づくりだけ、あるいは家畜排せつ物処理だけを考えるという発想がなおあるとすれば、それは過去のものと言えるのではないだろうか。農業は産業の中で唯一自然循環機能を持つ部門であり、循環型社会の最前線に立って貢献できる部門である

からこそ、例えば耕種の側では、土づくりが減退している現実を見据え、たい肥化施設等のハード事業と併せ、たい肥の実証ほ場を設置し様々な原料に由来するたい肥の効果を実証し利用を推進するとともに、畜産の側でも、家畜排せつ物を適切に処理するにとどまらず、たい肥の利用方法を研究し、耕種や土づくりの専門家を巻き込んだ指導・推進体制づくりに取り組むことも重要であろう。生ゴミや食品廃棄物については、消費者、企業、自治体の協力により分別収集等を通じたりサイクルに努めるとともに、農業者も都市住民を生産現場に招き農産物に直に触れてもらうなど、消費者から愛される農業となるようなアイデアが必要とされている。

我々行政担当者も、これまでとは発想を転換して、耕種、畜産、消費者等の連携を支援し、こうした取組を国民にPRしながら、開かれたりサイクル・土づくりの取組につなげていきたいと考えており、関係者の皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いしたい。